

「廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針」の作成について

令和2年10月6日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の9第2項の規定による「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」の作成に先立ち、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針」を作成し、東京電力ホールディングス株式会社に提示しましたので、お知らせいたします。

<別添> ※下記 URL を御参照願います。

添付資料：廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針

http://www.dd.ndf.go.jp/jp/news_release/pdf/20201006policy.pdf

お問合せ先：

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

廃炉総括グループ

辻本・松浦・関

03-5545-7104